独立行政法人日本貿易振興機構 第三期中期計画

平成23年3月

最新改定 平成26年3月3日

独立行政法人日本貿易振興機構

# 独立行政法人日本貿易振興機構 第三期中期計画 目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関 にとるべき措置	
〇 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	
① 輸出促進	
② 海外進出・在外日系企業支援	
③ 海外ビジネス情報提供	
〇 対日投資促進	
○ アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	5
① 調査・研究	
② 途上国のビジネス開発支援等	6
③ 情報発信	6
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措	置7
(1)効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	7
(2) 費用対効果の分析への取組組	8
(3) 柔軟かつ機動的な組織運営	8
(4) 民間委託(外部委託)の拡大等	9
(5) 随意契約の見直し	9
(6) 業務・システムの最適化	9
3. 財務内容の改善に関する事項	9
(1) 自己収入拡大への取組	9
(2) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	10
(3) 資産の有効活用等に係る見直し	10
4. 予算、収支計画及び資金計画	10
5. 短期借入金の限度額	10
6. 重要な財産等の処分に関する計画	11
7. 剰余金の使途	11
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	11
(1) 施設・設備に関する計画	11
(2) 人事に関する計画	11
(3) 積立金の処分	12
(4)中期目標期間を越える債務負担	12
別添	
~ ○ 予算計画	13
〇収支計画	14
〇資金計画	15

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構は、これまで半世紀以上にわたり、各時代の重点的な通商・貿易政策上の課題に対応しつつ、一貫して我が国の貿易投資振興策の実行を担う組織として機能してきている。第 三期中期目標期間中においても、機構が組織として保有している以下の特徴ある強み(コア・コンピテンス)を最大限活かしつつ、業務を進めていく。

- ▶ 我が国の貿易投資振興策の実行を担う組織であり、非営利の中立的機関として、高い 信頼性を有していること、及び機動性と柔軟性をもった事業展開が可能。
- ▶ 貿易投資の振興に必要な事業、調査・研究及び開発途上国の経済研究に有用な有形・ 無形のネットワークを有していること。
- 過去半世紀以上にわたり蓄積された知見とノウハウ、確立された国際的ブランドを十分に活用し、事業の遂行、調査・研究が可能なこと。

機構はこれら特徴ある強みを活かしながら、日本企業を取り巻くビジネス環境、通商・貿易動向及び政策ニーズや、業務の効率的な実施の必要性を踏まえ、中小企業を中心とする日本企業の海外展開を積極的に支援するとともに、海外からの高付加価値機能など新しい要素を呼び込み、「グローバル化の進展」と「国内雇用」を発展的に両立していくことで日本経済を活性化させるとの考えに立ち、事業を遂行する。特に、政府の「新成長戦略」にある日本企業のアジア等海外市場への展開促進、「アジア所得倍増」を通じた成長機会の拡大、農林水産物・食品の販売ルートの開拓等を通じた輸出の拡大、切れ目ないアジア市場の創出、海外からのヒト、モノ、カネの日本への呼び込み、高付加価値拠点の国内集積や雇用創出などに資するべく、中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、対日投資促進、アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等に係る業務に重点化し、それら業務を効果的に実施するための事業及び調査・研究等の業務を行う。

また、通商・貿易に係る政策ニーズは急速な動きを伴うことも予想されることから、年度計画の策定など事業の方針を決めるにあたっては、機構は政策当局との意見交換など密接に連携・調整して業務を実施する。加えて、業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。

その際、限られた資源を有効に活用するという観点から、重点化するそれぞれの業務に対応する明確なアウトカム指標を設定し、PDCA サイクルに基づき業務の改善・効率化に取り組む。

# 〇 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

大企業から中小企業にいたるまで企業が国境を超えて利潤最大化を行う行動は、アジア等を中心に世界レベルで産業立地を変化させている。国内では高度・先端技術を活用した高付加価値の生産・研究開発機能や本社・サービス機能に集中する一方で、多くの生産工程が海外に移転され、地域の産業集積が崩れ、中小企業と地域産業の存続に重大な影響を与えている。地域経済の再生、日本経済の再活性化のためには、日本企業が競争力のある分野において、その技術力、創造性・独自性等を梃子に新たな海外展開を図り、その成果を国内にフィードバックし、さらに日本経済の成長力を得なければならない。地域の主要産業のひとつである農林水産品・食品の分野においては、地域活性化のひとつの手段として、引き続き販路拡大が必要である。

そこで、機構は、内外のネットワークを活用するとともに、中小企業基盤整備機構等と連携の強化を図り、海外展開により多くのコストと負担を求められる中小企業を中心に支援を行う。 具体的には、アジア等新興国や欧米等先進国の市場情報や制度情報の提供、貿易相談、輸出促進支援、海外進出支援、在外日系企業の支援等を強化する。また、産業別のマーケティング情報などの提供体制を基盤に、貿易相談から商談支援までのさまざまなツールを持つ機構の総合力を活かして、産業別体制を導入して徹底した支援を行う。

その際、機構のサービスを多くの企業に活用してもらえるよう、事業の重複や役割分担について検証・整理しつつ、地域の自治体、経済団体、他法人等との連携強化や協力を図りながら、サービスの普及促進を強化する。

なお、平成24年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「日本 経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)の日本企業の海外展開支 援及び中小企業・小規模事業者等への支援のために措置されたことを認識し、中堅・中小・ 小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業のために活用する。

また、平成25年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の海外展開の推進のために措置されたことを認識し、海外市場獲得に向けた国際展開支援のために活用する。

## ① 輸出促進

国内市場に大きな伸びが見込めない中、新興市場を中心に海外販路の開拓に積極的に取り組む中小企業が増加している。世界市場での価格競争や技術力競争に如何に勝ち残るか、モノの輸出に留まらず、技術・サービスを含めたビジネスモデルとしての海外展開を如何に進めるか、日本企業の海外戦略が問われている。地域経済の再生、日本経済の再活性化につなげるべく、以下の分野を重点的に支援する。

## (イ) 機械・機械部品、電子部品や環境・エネルギー

生産拠点の海外移転や系列関係の崩壊により、海外展開が急務となっている加工 組立型の製造業などの分野に注力する。また、日本企業の優れた環境・エネルギー をはじめ先端分野や高付加価値技術の分野における中小企業の海外展開を支援す る。

## (口) 農林水産品・食品

地域経済の活性化につながることが期待されており、その海外販路の拡大を支援 する。

#### (ハ) クリエイティブ産業

海外市場での評価が高く、競争力のあるコンテンツ、ファッション、デザインや現代的なアレンジが施された伝統産品、日用品などのクリエイティブ産業等の海外販路の拡大を支援する。

#### (二) インフラシステム

今後新興国を中心に、運輸・交通(鉄道等)、水、IT、環境・エネルギー等のインフラシステム需要の大幅な増加が見込まれることから、中小企業も含めた日本企業の技術・経験を発揮できる分野について、その海外展開を支援する。

これらを踏まえて、「日本ブランド」の発信に努め、付加価値の高い商品の輸出支援を行うとともに、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組事例等の具体的なアウトカムの実現を図る。また、商談件数年平均50,000件以上、成約(見込含む)件数年平均9,000件以上を目標とする。さらに、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

## ② 海外進出·在外日系企業支援

海外への製造拠点の設置や更なる海外販路の拡大を模索する日本企業に対して、スムーズに海外進出ができるよう、各種ツールを駆使して総合的に支援する。新興国等の新規市場については、技術やノウハウで競争力を持つ製品や流通業、小売業、外食産業など高品質のサービス産業の進出・ビジネス開拓支援を強化する。

また、我が国経済の持続的な成長・産業競争力の強化のためには、すでに海外展開をしている我が国企業に対するサポートが必要である。そうした中、現地日系企業が諸外国との経済連携から得られるメリットを広く享受できるよう支援していくことが求められている。具体的には、在外公館や現地日本商工会議所等と連携し、現地日系企業が抱える課題抽出・分析等、民間では代替できない機能を発揮し、EPAに基づくビジネス環境整備小委員会や二国間/多国間協定に基づく合同委員会、官民対話等の場で在外企業のビジネス環境整備に主体的に取り組む。さらに、在外企業がビジネス転換・展開(加工貿易・輸出型ビジネスから内販型ビジネスへの転換、国内拠点移転や第三国展開)に円滑かつ機動的に対応できるよう課題解決型機能を強化し、サポートしていく。

外国の知的財産関連情報の提供、個別相談対応、侵害実態調査、現地政府との協力 事業などにより、我が国企業の模倣品・海賊版の根絶・拡大防止対策を支援するととも に、知的財産権取得、権利行使にかかる支援サービスを提供し、円滑な海外展開を支 援する。特に、我が国企業が知的財産保護のために業種横断的に活動する際には、我 が国政府と協力してサポートする。

支援にあたっては、我が国企業がビジネス基盤を築いたアジア地域及びボリュームゾーンの拡大が顕著な新興国地域等(BOP 層の成長が見込まれる地域を含む)を最重点地域として資源を投入し、我が国企業の活動内容や発展段階に応じた支援を行っていく。

こうした活動により、海外進出への展開や我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、日本企業からの海外における相談件数年平均10,000件以上及び知的財産権相談件数年平均1,300件以上を目標とする。また、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

# ③ 海外ビジネス情報提供

国内外における我が国企業等からの貿易投資の相談については、制度・市場情報等の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行う。また、世界の成長センターとして企業の高い関心を集めているアジア等を中心に外部の専門家の配置を含めた個別ビジネス支援のための体制整備等を引き続き進める。

ビジネスライブラリーは、我が国企業の海外展開に役立つ資料の収集・提供に重点を 置く。

さらに、日本企業のグローバルな事業展開や経営判断に直接資するべく、各種制度・市場調査などを通じて、有益なビジネス情報を調査・収集し、的確に提供していく。加えて、情報ニーズの高い産業別調査や新規市場開拓に係る調査を行い、我が国企業の国際事業展開に貢献する。

これらの事業を通じて、ビジネスの課題解決に結びついた事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、貿易投資相談件数年平均48,000件以上及び国・地域別情報サイト「J-FILE」の中の「貿易投資相談 Q&A」のアクセス件数年平均530万件以上を目標とする。また、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

#### 〇 対日投資促進

機構は、「ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させる」という政府の目標を踏まえ、シームレスな支援を行う機能を維持しつつ、アジア拠点化・研究開発拠点化に資する案件や雇用効果の高い案件、日本の産業基盤を強化する案件など経済波及効果の高い案件の誘致に重点的に取り組むなど、より戦略的な事業実施を図る。加えて、国際レベルでの競争優位性強化や観光立国推進の観点等から、地域の経済発展に資する案件についても注力していく。成果目標については、上記の重点案件に対する支援企業数年平均600社以上とする。

対日投資促進のために政府が打ち出す優遇措置や機構の支援策等について、幅広く外国企業に周知すべくセミナー・WEB 等を通じて情報発信を行う。加えて、我が国に投資を行う企業に提供するワンストップサービスの機能強化として、現地訪問・視察の機会の提供、提携先とのマッチングなどソフト面での魅力的なサービスの充実に努める。

こうした活動により、高付加価値拠点の国内集積や雇用創出、地域活性化等につながる外国企業発掘・誘致等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、事業の質をモニターするため、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

対日投資ビジネスサポートセンターについては自治体との連携強化による情報提供内容の充実等、ワンストップサービス機能の更なる向上と利用促進を図りつつ受益者負担の可能性を検討するとともに規模の見直しを行い、利用率が改善しないものは廃止するなど効率的な運営を実施する。また、対日投資ビジネスサポートセンター名古屋に付随する多目的ホールについては、その必要性を厳格に検証し、十分な必要性が認められない場合には廃止する。

# ○ アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

#### ① 調査・研究

機構は公平・中立性を旨とし、広範な海外ネットワークを持ち、機動性ある情報収集を行う「総合的調査・研究機関」として、高い信頼性を得ている。 日本の通商政策、開発途上国の経済発展に資するべく、以下の調査・研究を重点的に行うものとする。

- (イ) 東アジアの経済統合の促進のために設立された東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)への研究支援
- (ロ) 各国・地域の経済・通商政策・産業動向、FTA(自由貿易協定)及び EPA(経済連携協定)によって形成される広域経済圏の調査・研究
- (ハ) 開発途上国に関し、政策の基盤となる基礎的・総合的な調査・研究

こうした調査・研究を通じて、二国間のみならず多国間のFTA・EPAなど我が国の通 商政策に寄与するとともに、相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス 機会の創出等に関する積極的な政策提言を行う。また、我が国企業の新たなビジネ ス機会を見出す見地から、新興国市場等における、いわゆるボリュームゾーン(BOP を含む)に関する調査を実施していく。

本部は、海外各国・地域の経済・貿易投資動向や法制度情報、日系企業の生産ネットワーク動向のほか FTA・EPA を中心とした通商政策、さらには世界各国・地域、市場の産業動向等に調査の基本的対象を置き、的確に調査・分析を行う。

研究所は、開発途上国・地域の現地に軸足を置いた経済・政治・社会など諸動向に係る分析を継続的に行う地域研究と、最先端の理論を踏まえた計量的実証分析に基づく開発研究の手法を用いて、我が国の通商政策の基盤となる研究を行う。これらの研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。

こうした研究を踏まえ、ERIA 政策研究、日中韓 FTA 共同研究など政策当局の要請に積極的に応えるべく政策提言研究に取り組む。これらの研究の成果は、政策担当者にブリーフィングするポリシー・フォーラムの開催やポリシーブリーフの作成等による政策提言を行うとともに、ウェブによる発信、国内外におけるシンポジウム・講演会・セミナーの開催などにより、広く発信していく。

調査・研究の成果を国民に広く還元するという観点から、国・地域別情報サイト「J-FILE」に代表されるようなウェブサイトのほか、国内外での講演会、個別面談、出版等を通じて、政策決定権者、有識者、学界、企業・業界関係者など各層のニーズ・特性に応じて成果の普及を図っていく。事業の質をモニターするため、定期刊行物の購読者及びセミナー、シンポジウム等の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。ウェブサイト(国・地域別情報サイト「J-FILE」)へのアクセス件数(ページビュー)は、年平均1,300万件以上を目標とする。研究所については、研究成果(論文を含む)のダウンロード数は年平均260万件以上を目標とする。また、政策担当者等への研究成果のブリーフィング件数は年平均100件以上を目標とする。

研究所図書館については、紙媒体、電子媒体ともに資料の充実と整備を図り、経済開発・社会開発などに寄与する研究者や来訪者のニーズを反映した資料収集を行う。 事業の質をモニターするため、図書館の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

#### ② 途上国のビジネス開発支援等

中間層の拡大が見込まれる新興国等開発途上国は、我が国企業にとって生産拠点としても市場としてもその重要度が増している。

機構は、途上国のビジネス開発支援としては、TICAD IVのフォローアップ事業などの国際的な合意事項や EPA 協力事業などの二国間・多国間の約束事項及び我が国もしくは相手国政府からの特段の要請に基づいた事業を行う。

途上国における我が国企業のビジネス環境整備やビジネス開発については、効果的・効率的にその取組を実施する。

上記取組については、その成果を検証するため、各年度の年度計画において、各 事業の特性に合った目標を明示してその達成を図る。

# ③ 情報発信

機構は諸外国においても政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着し

ている。こうした評価を活用して、諸外国の政策決定権者、専門家、学界、産業界等に幅広い人脈を形成し、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージをセミナー・シンポジウムの開催、情報誌、ウェブサイト、専門家対話、要人との会談、展示会等のあらゆる機会を通じて発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。

また、平成24年麗水(ヨス)国際博覧会(韓国)への日本政府参加(ナショナルプロジェクト)を積極的に支援することで、上記同様のメッセージを発信していく。

これらの事業については、セミナー、シンポジウム等の参加者等に対して「役立ち度」 に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以 上とする。

# 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

組織として、限られた資源を有効に活用するという観点から、それぞれの業務に対応するわかりやすく、説得性のある明確なアウトカム指標を設定するなど PDCA サイクルに基づく業務改善、サービス利用者のニーズのより的確な把握、サービス未利用者へのアプローチ(機構の行っている取組への理解促進及び周知)を通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取組を進めていく。

## (1) 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、一般管理費及び 業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、これまでの効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、客観的かつ具体的な目標を示し、一層質が高く、効率的な業務運営を図っていくこととする。

また、給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが (年齢勘案123.7、年齢・地域・学歴勘案109.6(21年度実績))、第三期中期計画期間中 においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め 役職員給与のあり方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定して、その適正 化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。総人件費 については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決 定)」を踏まえた人件費改革を平成23年度まで継続するとともに、24年度以降については政 府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。

# (2) 費用対効果の分析への取組

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業 実施内容の見直しや新たな事業展開につなげていく。その際、中期目標期間中においても、 環境変化に対応し、成果指標などの見直しも併せて行うこととする。

#### (3) 柔軟かつ機動的な組織運営

組織のあり方については、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、 事業のより効率的実施が可能な組織設計を行う。また、研究所の有する能力を最大限活用 すべく、研究部門と調査、事業部門との連携強化を図り、統合によるシナジー効果を業務運 営の実態等も含めて一層明確にするとともに具体的な事例等の検証を行い、より一層の効 果を高めるための取組を積極的に行う。

国内・海外の広範なネットワークを活用し、国内各地域の情報・ニーズを海外に、海外の情報・ニーズを国内各地域に迅速、的確に伝えるシームレスなサービスを提供していく。

貿易情報センターについては、事務所ごとの業務量、地元からの負担金の規模や地元・ 国から期待される役割等を踏まえ、人員配置などを柔軟かつ機動的に変更できるよう見直し を図るとともに、同一市内に設置されている8か所の中小企業基盤整備機構の支部との共 用化等、施設の効率的利用の可能性を検討する。併せて、貿易情報センターのワンストップ サービス機能を充実させるとともに、本部による管理業務などのバックアップ体制の一層の 強化を図ることとする。

海外事務所については、アジア地域への重点化や海外事務所ネットワーク能力の強化を引き続き図るとともに、新興国における経済連携、市場拡大、貿易円滑化、新たな分野となる環境・エネルギー、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)などのインフラシステム、BOP ビジネス、日本のアジア拠点化などあらゆる角度から俯瞰した配置・拡充を行うとともに、地域及び業務を統括する中核的機能を強化し、地域内の連携強化、業務効率性の向上を図る。

また、海外事務所ごとの設置の必要性について検討するとともに、他法人との連携促進や 事務所の共用化等施設の効率的利用の余地についても経済産業省と情報を共有しつつ検 討を行う。

なお、組織運営にあたっては、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の充実・強化を図る。

# (4) 民間委託(外部委託)の拡大等

人事・給与等、物品調達などの各業務について、情報システムの統一化を進めるとともに 入札等による外部委託を推進し、業務の仕様化・マニュアル化を通じて安定した運用と効率 化を図る。また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上と経費削減の一層の推進を図る。

## (5) 随意契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日付閣議決定) を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか検 証・点検し、見直しを行い、引き続き業務運営の効率化を図る。

### (6) 業務・システムの最適化

顧客の多様なニーズを積極的に拾い上げ、内外のネットワークを活用しながら、調査、貿易相談から商談成約まで的確にサービスを提供するため、統一的な顧客管理システムを構築するとともに、各事業部の連携方策、事業実施のあり方を検討する。

また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び「第2次情報セキュリティ計画」(平成21年2月9日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針に則り、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善の PDCA サイクルを継続的に実施する。情報システムの利用状況の把握、分析に基づき情報セキュリティを確保しつつ、機構内外の利用者の利便性の向上を図り、事業・業務の高度化・効率化に資することとする。

## 3. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取組を行う。

## (1) 自己収入拡大への取組

第一期及び第二期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、今般の行政改革の趣旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定の上、 第二期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国へ の財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、セミナーの開催、展示会・商談会の開催、個別商談の支援等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地方自治体、民間企業等からの委託事業の受託の要請があった場合、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種リソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じ、受託を目指していく。

# (2) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

#### (3) 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について不断に見直しを行う。また、保有資産を把握し、保有し続ける必要があるか厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

職員住宅について、抜本的な見直しを行い、稼働率の向上に努めるとともに、所要の修繕・ 改修を施し、効率的な活用を促進する。

## 4. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり

## 5. 短期借入金の限度額

#### 6. 303百万円

(理由)運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により 緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短 期借入金の限度額とする。

# 6. 重要な財産等の処分に関する計画

機構の保有する研修施設や所期の目的を達成し廃止した事業に係る施設の効率化を図るべく、 以下の財産の処分を行う。

ジェトロ会館(東京都港区赤坂二丁目)

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(愛媛)(愛媛県松山市大可賀) 対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州)(福岡県北九州市小倉北区浅野)

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(大分)(大分県大分市大字大在)

# 7. 剰余金の使途

- 海外有識者、有力者の招へいの追加的実施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的実施(新規事業実施のための事前調査の実施を含む。)
- 先行的な開発途上国研究の実施
- 緊急な政策要請に対応する事業の実施
- 職員教育の充実・就労環境改善
- 外部環境の変化への対応
- 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- (1) 施設・設備に関する計画

なし

# (2) 人事に関する計画

- ① 効果的かつ効率的な業務運営のために下記の4点を行う。
  - 業務量の増大に対応するため、民間等の外部人材の活用を含め、所要の人員を 確保する。
  - ▶ 人員の適正配置を図る。
  - ▶ 働き方の多様化に対応する処遇の公平化や発揮能力の最大化のための人事制度の見直しを行う。
  - ▶ 職員の安全、健全、健康維持のための対応を引き続き進める。

# ② 職員の能力の更なる向上

業務内容の高度化及び専門化に対応するため、採用を始め、研修、資格取得等の 促進を通じた職員の資質向上を図る。また、民間等の外部人材の活用を積極的に行 う。

具体的には下記のとおり。

- 効率的な業務運営のため、トリリンガル(英語に加え中国語など1ヶ国語)、貿易・投資実務、財務会計知識、コミュニケーション能力、リスク・マネージメント、プロジェクト・マネージメント等、国際ビジネスのプロフェッショナルとしての職員に求められる基本事項を研修および機会提供により習得させる。
- ▶ 中小企業の海外販路拡大支援に対応するため、高度かつ専門的な貿易・投資実務、財務会計および特定産業の知識を習得する機会を提供する。
- ▶ 専門知識を有する外部人材の活用や、幅広い知識や視点を持つ職員を育成するため、外部との人事交流を進める。
- → 研究職員については、開発途上国・地域の現地に軸足を置いた地域研究、計量 的実証分析に基づく開発研究を実施するため、現地語研修、海外研究員派遣等 を通じて能力向上を図る。

#### (3) 積立金の処分

前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

## (4) 中期目標期間を越える債務負担

なし

# 〇予算(平成23~26年度)

(単位:百万円)

区別	金額	区別	金額
収 入		支 出	
運営費交付金収入	92, 832	業務経費	108, 108
国庫補助金収入	9, 940		
受託収入	5, 903 3, 766	受託経費	5, 588
うちその他からの受託収入	2, 137		
業務収入	12, 143	一般管理費	7, 488
その他の収入	366		
計	121, 184	計	121, 184

## [人件費の見積り]

期間中総額54,556百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当、 在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用である。

また、上記の額は、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)を踏まえ、機構が行った役職員の給与の見直しを反映している。

#### [退職給付債務財源の考え方]

退職一時金については、運営費交付金を財源とする。年金債務及び厚生年金基金積立不足解消のための財源は、運営費交付金によって措置することとする。

#### [運営費交付金の算定ルール]

# 別紙のとおり

#### [注]

- ・運営費交付金収入及び業務経費については、平成24年度補正予算(第1号)により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派造事業に係る事業費(4,196百万円)及び、平成25年度補正予算(第1号)により措置された「好循環実現のための経済対策」の海外市場獲得に向けた国際展開支援に係る事業費(1,500百万円)が含まれている。
- ・運営費交付金収入、業務経費及び一般管理費については、機構が行った役職員の給与の見直しが反映されている。

# 〇収支計画(平成23~26年度)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	121, 458
	121, 458
経常費用	
業務経費	106, 497
受託業務費	5, 588
一般管理費	7, 454
減価償却費	1, 899
財務費用	20
臨時損失	0
収益の部	121, 426
運営費交付金収益	92, 057
国庫補助金収入	9, 940
国からの受託収入	3, 766
その他からの受託収入	2, 137
業務収入	12, 143
その他の収入	366
資産見返負債戻入	1, 017
財務収益	0
臨時収益	0
   純損失	△ 32
目的積立金取崩額	0
総損失	△ 32
(1)に (スノへ	2 02

[注]減価償却費の算出にあたっては、特殊法人において出資金及び自己財源で取得した償却資産(貸借対照表上に見返り補助金を計上していない資産)は、全て特定償却資産に指定されている。

# ○資金計画(平成 23~26 年度)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	124, 493
業務活動による支出	121, 167
業務経費	106, 530
受託業務費	6, 640
その他の支出	7, 997
投資活動による支出	810
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	810
財務活動による支出	1, 515
次期中期計画期間への繰越金	1, 001
資金収入	124, 493
業務活動による収入	121, 184
運営費交付金による収入	92, 832
国庫補助金による収入	9, 940
国からの受託収入	3, 766
その他からの受託収入	2, 137
業務収入	12, 143
その他の収入	366
投資活動による収入	700
貸付金の回収による収入	700
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2, 609

# 運営費交付金算定ルール

平成23年度から平成26年度までの各事業年度における運営費交付金(G)については、 次の数式により算出する。

 $G_{(i)}$ =A $_{(i)}$ × $\alpha$ +B $_{(i)}$ × $\beta$ ±X+ $\lambda$ -自己収入

G (i): 当該事業年度の運営費交付金

A (i): 当該事業年度の物件費

B<sub>(i)</sub>: 当該事業年度の人件費

α:物件費効率化係数

β: 人件費効率化係数

X:法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し決定する経費

λ:当該事業年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される各事業年度の退職手当額

i : 当該事業年度

# (1)物件費

各事業年度の物件費(A)は、以下の式により決定する。

A (a): 当該事業年度における物件費で次の式により算出する。

 $A_{(i)} = A_{(i-1)} \times \sigma$ 

σ:消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

## (2) 人件費

各事業年度の人件費(B)は、以下の式により決定する。

B<sub>(i)</sub>: 当該事業年度における人件費(基本給等+退職手当)のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

 $B_{(i)} = B_{(i-1)} \times \mu$ 

μ:人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与 改定及び為替変動分等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

基本給等:役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当て、 在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用。

# (3) 自己収入

各事業年度の自己収入は、以下の式により決定する。 各事業年度の自己収入の見積額 $\times$  $\theta$  (調整係数)

毎:自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成 過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。係数値の決定 にあたっては、機構の経営努力による自己収入の増加に向けたインセンティブが作用するよう配慮し、各事業年度の予算編成過程において当該事業 年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

- ・α (物件費効率化係数) については、一般管理費と業務経費の合計を前年度比 1.15% の効率化を図る前提で試算。
- ・β (人件費効率化係数) については、人件費を前年度比 1%の効率化を図る前提で 試算。
- ・X (政策的経費) については、23 年度は 290, 422 千円、24 年度は 287, 082 千円、25 年度は 283, 781 千円、26 年度は 280, 517 千円として試算。
- ・ λ (退職手当) については、23 年度は 958, 825 千円、24 年度は 703, 277 千円、25 年度は 806, 862 千円、26 年度は 846, 819 千円として試算。
- ・μ (人件費調整係数) については、各事業年度とも1として試算。
- ・σ (消費者物価指数) については、23 年度、24 年度、25 年度、26 年度は±0%として試算。
- ・ θ (自己収入調整係数) については、自己収入を各事業年度とも前年度比で 1,000 万円程度増加することを前提に試算。

以上